

【未定稿】

記念式典を開催しました。そして、その際に慰靈碑への献花ですか現地の視察、さらには語り部の方による講話、こうしたものを行ったわけですが、多くの国から参加をしていただきました。「うした取組もあつたわけですが、是非今後の機会につきましても、水俣病の経験及び教訓を生かして、本条約の実施を積極的に推進する観点から検討をしていきたいと考えます。

そして、発効に向けた取組についての御質問ですが、先週また一か国、マダガスカルが締約国になりましたので、今は締約国十二か国となっています。ただ、発効には五十か国が必要でありますので、是非、我が国としましては、自らのこの締約についても急ぎたいと思いますし、そして、既に締約国になった国と協力しながら積極的な働きかけ、続けていきたいと考えております。

○馬場成志君 もう本当にこれから御努力に期待をさせていただきます。そして、五十か国締約

国が集まって、その後、締約国会議というものが開かれる際には、是非ともまた水俣で会議をしていただきたいと、そういうふた働きかけもお願いしたいと思います。

もうまとめになりますけれども、熊本県選出議員として、是非、水俣条約を早期に批准し、国際的にも模範となるような取組を進めていただきたいというふうに思います。

水俣は今、水俣病の教訓を基に、市民が一丸となって環境の再生と環境保全に取り組み、青い海を取り戻しております。環境首都と呼ばれるまで、水俣の環境と地域のきずなの再生に取り組んだ吉井元市長の言葉を最後に紹介させていただきます。水俣市民が環境保全に積極的に取り組むのは、環境破壊の恐ろしさを命懸けで学び、持続可能な人類社会のモデルを創造しようと大きな目標を掲げたからである。その高邁な志が挫折すると、水俣は後の世代に水俣の失われた六十年だけを残すことになる。この今の気持ち、初心を忘れてはならないという言葉でござります。

あわせて、水俣病問題の解決についてもより一層の取組をお願いして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

今、御地元の馬場先生の大変思いのこもった、また深い質問の数々で、実は私も考えさせていたいたいものが幾つかあつたんですけれども、もう完璧にしてくださつておりませんので、重ならない範囲でちょっと質問をまずさせていただきたいと思います。

その前に、昨日、党首討論がございました、今朝もマスコミ報道などたくさんあるんですけど

も、ちょっとその報道を見ている中で、「これがちよつと根本的にずれているんじやないか」というふうに考えたところがございまして、通告できておりませんけれども、岸田大臣と、あと法制局長官、場合によつては質問させていただきたいと思います。

民主党の岡田代表と安倍総理のやり取りでござりますけれども、岡田代表は、集団的自衛権行使の新三要件の下では、相手国まさに領土、領海、領空、つまり相手国の領域ですね、相手国の領域で武力行使をこれはするものなんですねと、まさにそれが原則なんですねという質問をしていましたけれども、それに対して安倍総理は、一般に海外派兵はしません、そこは変わりませんと、その説明として空爆や地上戦は絶対にしないということをはつきり申し上げますというふうに言つております。

つまり、民主党の岡田代表は、エリアを聞いているわけでござります、どこで武力行使をするのか。それは、領土、領海、領空などの相手国領域で武力行使をする、それが一般なんだろうということを質問しているんですけれども、安倍総理のその答弁は、それをすり替えて、エリアについては全く触れずに、いや、新三要件の第三要件で認めているのは必要最小限度の武力行使なんだから、空爆や地上戦はしないんだということを言つ

【未定稿】

平成27年5月21日 外交防衛

て、それでいるわけでござりますけれども、岸田外務大臣に伺いたいと思います。

集団的自衛権の行使ですから、我が国に対しても武力攻撃は発生していない局面でございますので、新三要件の下で安倍内閣が認めたその集団的自衛権の行使というのは、エリアですね、エリアで見たときに、一般に相手国の領土、領空、領海で行うことが多い、もう一般原則としてはそういう武力行使になるであろうという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君）　ちょっと質問の趣旨、十分把握しているかどうかは定かではありませんが、要は、総理は、一般的にこの海外派兵については禁止されている、これは從来からも我が國の考え方でありますし、一般的に海外派兵は禁止されているということはこれからも変わらないと申します。そして、これはそういった行動を取ることを許されないわけではない、こうした考え方を示したものだと理解をしています。

その中にあって、例えば湾岸戦争やイラク戦争のような、こうした武力を用いる、相手国に攻撃する、撃滅をする、こういった行動については、新三要件を満たさない、要は最小限度を超えてい

る、こういったことから許されない、こういった外務大臣に伺いたいと思います。

○小西洋之君　では伺いますが、まず政策論として集団的自衛権行使が必要だという政策判断をなさって、かつ、その根拠になる憲法論ですね、昭和四十七年見解の、まあ私は読み直して違憲無効だというふうに言つておりますけれども、ただ、集団的自衛権行使が必要だという政策的な判断を皆さんお持ちなんですが、その政策判断として、行われる集団的自衛権の行使というのは、相手国の領域、領土、領空、領海で行われるもののが一般であるというふうに理解してよろしいですか、それとも我が國の領土、領空、領海で行われるのが一般なのか、どちらが一般なんでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君）　一般というこの言葉の意味ですが、要は、我が国が武力行使を行うことが認められるのは、憲法上、新三要件に該当したときだけあります。その中で、実際に武力行使が行われる場所においては、あくまでもその新三要件に該当するかどうか、これに基づいて考えていく、判断していくことになると考えます。

○小西洋之君　一般に海外派兵は許されないんだということを安倍総理は言つているんですけど、そこ的一般にの、私、意味を伺つてあるんです。

それは、エリア的な概念のことについて私は伺

つているんですけども、新三要件をおつくりになつて、新三要件の下だつたら集団的自衛権行使ができるんだというふうにおっしゃつてあるんですけども、その評価として、政策的な評価として、行われるあるう集団的自衛権の行使は、一般に、エリア的な意味で、相手国の領土、領空、領海、領域で行われるもののが一般的ですよねと、ケースとしては。そういう理解をお持ちですか、あるいはそういう理解すら持つてない、どこで行われるかというのを政策論としては評価は持つてない、どちらなんでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君）　先ほど申し上げましたように、我が国が武力行使をするに当たっては新三要件が満たされなければならないということです。ですが、そして、その一部は国際法上は限定期的な集団的自衛権として説明される部分があります。そして、それは、それが行使される場所につきましては、公海等もあるでしょうし、様々なケースがあります。これは、こうした限定は特段存在しないと考えています。

○小西洋之君　新三要件の下で行われる集団的自衛権の行使は一般的にどこで行われるかは限定されていないと考えるというふうにおっしゃいました。じゃ、限定されていないんだつたら、なぜ一般に海外派兵はできませんというふうに言えるんでしょうか。

【未定稿】

○国務大臣（岸田文雄君）　あくまでも我が国が武力行使をするのは新三要件に該当する場合であります。

そして、この海外派兵については、例えばかつての湾岸戦争やイラク戦争のような事態は新三要件における必要最小限度を超える、こうしたこと件においては認められない。こうした考え方を総理は説明されたものだと理解しております。

○小西洋之君　昨日の党首討論は、我が党の岡田

代表の真摯な質問に対し、安倍総理は全ての質問に対して答弁を拒否して、はぐらかして、国民

の皆様にもそこは正しく伝わっていると思うんですけども、岸田大臣も今はぐらかしをしていましたので、私が伺っておりますのはエリアの話でございます。エリアの話を聞いていて、安倍総理は、空爆や地上戦はしませんという武力行使の態様ですね、武力行使を行うエリアを聞いているのに武力行使の態様について答弁をして、すり替えているんですね。

先ほど、新三要件の下で行われる集団的自衛権行使のエリアの限定というものは持っていない、考えていないというふうにおっしゃいました。そうすると、一般に海外派兵はできない、原則としてできないのは変わりませんという総理答弁のそ的一般にいうのはエリア的な意味は含まれてい

ないというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣（岸田文雄君）　エリア的なことについては何も触れていないと思います。あくまでも、

我が国が武力行使をすることが認められるのは新三要件に該当している場合、我が国の存立あるいは国民の命や暮らし、幸福追求の権利が根底から

覆されるような明白な事由があるときのみであります。加えて、他に手段がない場合、そして必要最小限であるということ、こうした三要件を満たす場合だけであると考えております。

○小西洋之君　ありがとうございました。

今、まさに一般という、一般に海外派兵は行わないという総理のその一般というところはエリア的なものではないという明確な答弁をいただきましたので、では、もう他国の領域で行うものであるということだというふうに理解をさせていただきます。

じゃ、ちょっともう一つ、そのまさに関連なんですが、空爆や地上戦はしないというふうに言つておりますけれども、新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですね。新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君）　憲法上の理論で申し上げるならば、我が国が武力行使できるのは新三要件に該当するときのみであります。

ただ、大規模な空爆あるいは砲撃を加える、あるいは敵に攻め込む、こういったことは新三要件のうちの最小限度を超えること、これは当然のことだと思っています。そうしたことは認められな

い、これは新三要件に該当しない、そういうことだと思っています。

○小西洋之君　新三要件の第三要件の必要最小限度の武力行使を空爆や地上戦は超えるというふうに言つていますけれども、第一要件と第二要件ですね、第一要件にある、我が国の国民の生命などが根底から覆される明白な危険があつて、それを排除するために他に手段がない、その他に手段がない、まさにその手段として空爆や地上戦以外に手段がない場合は、新三要件第三要件に合致して空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですか。

絶対に大規模な空爆や地上戦は、第一要件、第二要件、国民の生命などが根底から覆される明らかな危険がある場合を排除するためにやむを得ない手段としては、もう絶対に大規模な空爆や地上戦というものはあり得ないんだという御判断をされている、そういう解釈であるという理解でよろしいですか。

○国務大臣（岸田文雄君）　新三要件の第一要件、第二要件に御指摘の点が含まれるかという質問かと思いますが、これはまず具体的にそれぞれ慎重

【未定稿】

平成27年5月21日 外交防衛

に検討しなければならないと思いますが、いずれにしましても、我が国の武力行使が認められるのは新三要件全てを満たした場合であります。少なぐともこの三番目の要件には、御指摘のような大規模な空爆、砲撃、あるいは敵国に攻め込む、こういったことは該当しない、その限度を超える、こうした判断になると考えます。

○小西洋之君 いえ、新三要件の第一要件と第二要件ですね、我が国の国民の生命などが根底から覆される明白な危険を排除するための手段として大規模な空爆しかあり得ないと、大規模な空爆を行う以外にその危険を排除することはできないと、いう政策判断は、そのときの政権によってやろうと思えばできるし、あり得るんだと思うんですね。

だから、私が申し上げたいことは、実は新三要件のどこを見ても、空爆はできない、地上戦はできないなんて書いてないんですね。書いてあることはもう非常にシンプルで、そういう明白な危険を排除するために他の手段がないと、そういう場合に、それを排除するための必要最小限度のことであればできるとしか書いてないわけですから、その必要最小限度の武力行使が空爆や地上戦だと、いう政策判断をすれば、それはもう全てのことが新規要件成立してできることになるんですね。なまです。だから、幾ら言つても、いや、それはできませんと言つても、いや、それできないなん

てどこにも書いてないわけですから。

じゃ、もう一回だけ伺いますけれども、大規模な空爆や地上戦というのは、新三要件において、法理として絶対に許容されることはない武力行使であるというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣（岸田文雄君） 新規要件を満たすためには、他に手段がない、さらには必要最小限のものでなければならない、こうした要件を満たす必要があります。

そういうことを考えますと、湾岸戦争あるいはイラク戦争のような大規模な空爆、砲撃、あるいは他国に攻め入る、こういった戦闘に我が国が参加することはないと考えます。

○小西洋之君 まあ、そなんですね。

例えばイラク戦争は、アメリカは個別的自衛権の行使をしているわけですね。アメリカという国連加盟国が個別的自衛権の行使で行ったものなんですね、たしか。そうだったと、そうですけれども、それに対して、イギリスが行つたのは、一緒に参戦したイギリスは集団的自衛権の行使だったと思うんですけども、そうすると、アメリカにしてみれば、まさにこれをしなければアメリカ国民が殺されてしまうと、防ぐために他に手段がないという考え方でやつているわけですから、これはこの新規要件を満たすことはあり得ないと考えます。

○小西洋之君 機雷の掃海はできて、必要最小限

いづれにいたしましても、イラク戦争はたしかにだつたと思いますけれども、法理として大規

模な空爆や地上戦ができる、新三要件において法理として大規模な空爆や地上戦ができるないといふのは第三要件の必要最小限度を超えるからと言っているんですけれども、じゃ、なぜ必要最小限度を超えるんですか。絶対に必要最小限度を超えているんですけれども、なぜ必要最小限度を超えているんでしょうか。大臣に、大臣に伺つております。大臣、大臣。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、各国とも国際法に従つて対応しなければならない、それはそのとおりであります。そして一方、我が国が今議論しているのは我が國が武力行使を行ふことができるとの要件を満たすことが必要である、この新規要件の中に我が國の存立、あるいは我が國の国民の命や暮らしや幸福追求の権利、これが根底から覆されるような明白な事由というものをその新規要件の中に掲げています。

【未定稿】

平成27年5月21日 外交防衛

で、大規模な空爆や地上戦は必要最小限でないと
いうのは、そういうふうに言わると感覚的には
そうかなと思つてしまふんですけれども、法理論
としてはなぜ大規模な空爆や地上戦が必要最小限
度にならないのかというのは何も根拠はないわけ
ですね。そういうふうにおっしゃつてあるだけな
んですね。個別的自衛権の場合であれば、我が國
に侵略してゐる軍隊をはね返す、はね返して追い
払う、排除するということですから大規模な空爆
や地上戦は必要ないと。要するに我が國の領海で
追い払えばいいわけですから、おのずと論理的に
明らかになるんですけども、集団的自衛権の場
合は、そういう、全然その議論の前提が違うんで
すね。

だから、私が昨年の秋の臨時国会からさんざん
質問させていただいておりますけれども、新三要
件は何の歯止めもない。もう、ぬえのような、何
でもできる。さつきはエリアの指定はないという
ふうに、一般にというのはエリアではないという
明確な答弁いたしましたけれども、どこでも何
でもできてしまう要件だという、武力行使の要件
だということを御指摘をさせていただきます。

済みません、水俣の大切な条約の質疑でござい
ますので、そちらの方に移らせていただきます。
馬場先生の方から、重ねてですけれども、すばら
しい御質問をされましたので、ちょっと重ならな

いように自分で準備させていただいたものを伺わ
せていただきたいと思います。

まず、この水俣の条約なんですかけれども、もう
馬場先生の質疑に尽きるわけでございますけれど
も、かつての水俣病の経験をもつて、日本として
これを主体的に取り組んできたということでござ
いますけれども、この条約ができるまでの歴史に
おける外務省、環境省を始めとする日本政府のそ
の立派な取組ということを是非伺わせていただき
たいんですけども。

二〇〇二年に世界水銀アセスメントというものが
が公表をされて、国連環境計画のところですね、
そこで二〇〇二年に至る前から活動をずっとされ
ているわけなんですが、この二〇〇二年と
いうことも一つの大きな契機となりつつ、この条
約の制定に向かっていったということなんですが
れども、この条約を作っていく初期段階から中期
段階を超えて、我が国のリーダーシップというも
のはどういうものがあつたか、環境省 説明をお
願いいたします。

○政府参考人（尾池厚之君） お答えを申し上げ
ます。

我が国は、水俣病の経験を踏まえまして、世界
各国における水銀汚染対策の強化を進めるべきだ
という立場から、世界規模での水銀対策の議論に
積極的に関与をしてまいりました。

具体的に申し上げますと、平成十九年、二〇〇
七年ですが、から開催をされました水銀対策の国
際的な規制の在り方について検討するための作業
グループ会合におきまして副議長を務めてござい
ます。これにより、条約交渉への道筋を付けるこ
とに貢献をいたしました。

また、水俣条約の交渉開始後も様々な形で積極
的に議論に参加をしてござります。例えば、いか
なる国であれ、水俣と同様の健康被害及び環境被
害が一度と繰り返されではならないという強い決
意を示すことが重要であることを強調し、この觀
点から、条約の名前を水俣条約とすること等を提
案いたしました。また、第二回政府間交渉や条約
採択のための外交会議の日本開催を提案すると
ともに、第一回交渉からアジア地域のコーディネー
ターを務めてきてございます。

また、条約の内容面でござりますけれども、我
が国などの主張に基づきまして、水銀に関する健
康の側面について独立した規定が設けられるなど、
様々な面で貢献を行つてござります。

このように、水俣病の経験を有する国として、
我が国の経験及び教訓を生かし、交渉における議
論を主導し、本条約の採択に大きな貢献をしてき
たところでござります。

○小西洋之君 岸田外務大臣、私はこの水俣条約
の国会提出、遅れてこの条約を勉強させていただ

【未定稿】

きまして、大変感銘を受けまして、まさに水銀の採掘から最終廃棄までを全体を包括した新しい条約を作ると。

まさに、「この外務省のお仕事というのは、条約を作ることによって全世界の国民を救うことができる。条約を作ることによって全世界の国民を救うことができる。我々国会は立法しているわけですけれども、我々も条約承認権持っているので、同時に、我々の承認権を通じて国会も全世界の国民の皆さんを救うこと貢献できるわけですけれども、こういう条約作りというのは本当にすばらしいことだなというふうに改めて思つたんですけれども。

ちょっとと外務省に伺いたいと思います。「こういう有害金属類、水銀ですね、こういう固有の有害金属類について条約が作られたというのは初めてだ」ということだと思いますけれども、我が国の公害、イタイイタイ病、カドミウム、カドミウムもこの代表的な有害金属類に挙げられて、まだ、今なお、私もインターネットで調べさせていただきましたけれども、世界各地域で公害問題が、中毒の問題が起きておりますけれども、このカドミウムについても是非、今おっしゃられたように、我が国政府がそのプロセス面あるいは内容面も含めて条約を作るとか、そういうことについてリーダーシップを取る、そういうお考えはいかがでしょ

うか。

○政府参考人（尾池厚之君） お答えを申し上げます。

国連環境計画、UNEPですけれども、国連環境計画におきましては、本条約作成に先立ちまして、平成十三年、二〇〇一年から地球規模での水銀汚染に関する活動として、UNEP水銀プログラムを開始をいたしております。平成十七年からは、これに鉛及びカドミウムも対象に加えて、UNEP重金属プログラムというのを開始してござります。これに基づきまして、平成十九年、二〇〇七年の第二十四回UNEP管理理事会におきまして、水銀に加えて世界のカドミウムによる汚染に関するUNEPから報告書が提出されたところ

でございます。その意味におきまして、水銀だけではなくてカドミウム対策に関する国際的な関心も高まりつつあるというのは事実でございます。この立場から、カドミウム汚染に関する国際的な対策につきましても、関係省庁とよく連携をして積極的に関与していくたいと考えてございます。

○小西洋之君 ありがとうございました。

七割ぐらいの答弁ですかね、積極的にやるというふうにおっしゃってくださいますが。途上国でのカドミウムの被害などの実態が十分情報がないのであれば、それは情報を集めてみればいいわけですからね。情報をちゃんと調査して、それを評価して、これはやっぱり何らかの国際的な法規制をやつていかなければ、それぞれの国の国内での取組に任せていれば世界の人々は救えないのではないかというふうに我が国外務省として思えば、是非、岸田大臣、こういう国際機関の舞台で我が国の外務省が率先して、四大公害病と言われているこれまでの議論の中では、カドミウムについては、水銀に比べて環境中の長距離移動の問題がない、途上国における環境汚染や環境被害についての詳細な情報も必ずしも十分にはないということとが背景にございまして、条約の作成について具体的な議論が行われるというところには至つてございません。他方、御指摘のとおり、水俣条約に戻らせていただきまして、もう一点だけ。

済みません。じゃ、ちょっともう一つ、水俣条

【未定稿】

これ、さつき、済みません、馬場先生がもう全部質問して、すばらしい質問ばかりだったのですがなんですけれども、第一回締約国会議というものが条約の発効後に行われる事になつております。そこまでに国を集めなきやいけないと、そこで、それについては馬場先生が御質問されておるわけですけれども、五十か国集まれば会議が持たれるわけでございますけれども、まさに水俣条約、水俣病の名前を冠した条約でございますので、どこまでもこの条約の完全なる実行、遂行のためには、もう我が国外務省は、環境省とともにリーダーシップを取つていかなきやいけないと思うんですけども。

第一回締約国会議、まさに今、途上国での取組ですが、いろんなものについて実効的な評価の仕組みあるいは取組というものを考えていかなきやいけないんですけれども、第一回締約国会議のその議題の持ち方、あるいはこういう会議の回し方、進め方について、どういう戦略をお考えでしょうか。外務省。

○政府参考人（尾池厚之君）　お答えを申し上げます。

本条約発効後に開催されます第一回締約国会議では、この条約の実施のための議論が行われる予定でございます。具体的に申し上げますと、水銀の在庫などの特定、水銀の輸出入手続、あるいは

水銀の排出に係ります利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行などに関する手引、これらの作成について議論が行われる予定でございます。この第一回締約国会議における議論は非常に重要であると認識してございます。

このため、水俣病の経験を有する我が国といたしまして、本条約が効果的かつ効率的に実施をされますよう、条約の実効性と実施可能性の双方を考慮しながら、それともう一つは、我が国の国内事情に即したものになるように積極的に参加をしてまいりたいと考えてございます。

○小西洋之君　ありがとうございました。

まさに、この水俣条約の下で各国の取組というものが実効性のあるものになるように、我が国がリーダーシップを取つていただきたいというふうに思います。

本当に大切な条約ですので、ほかの話をするのは非常に心が引けるところなんですけれども、ちよつと一点だけ、お許しをいただきまして、お手

元に「いじめ撲滅」決議」と書いた資料をお配りさせていただいております。これ、実は昨年の国連総会で、いじめ撲滅ですね、これ、子供がいる限り、どこの国どの学校、どこの社会でもいじめというのは絶対起きますので、それについて国連として撲滅をしていくという決議をしているところでございます。

一枚めくつていただきと、これ、いじめの法律、一昨年に作った法律の逐条解説、これ、石川先生と共に、私も中心になつて立法させていただいて、法律の解説書を書いてなんですけれども、次をめくつていただきますとその法律の仕組みがござります。

時間がないのでちょっと簡潔に申し上げますけれども、何が申し上げたいかというと、先ほどの話でございます。外務省は条約を作つて世界の人々を救うことができるお役所なんですね。今、積極的平和主義の名の下に憲法をじゅうりんして、積極的軍事主義といいますか、そういう軍事力の行使をやることに血眼になられておりますけれども、本来の外務省の役割といいうものは、憲法の前文の趣旨、そうしたものに従つて、やつぱり世界の人々の人権あるいは人道というものを救つていく、そのためにはどの国よりも率先して頑張つていくのが我が国の外務省の在り方だと思うんですね。

これはまさに水銀の水俣条約を作られたのと同じように、我が国の外務省是非主体性を發揮していただきたいと思うんですけれども、実は、一昨年の日本で作られたいじめの法律ですけれども、世界一の法律でございます。なぜかといいますと、その作るときに私もいろんなあらゆる世界のいじめの取組の仕組みを調べたんですけども、この

【未定稿】

平成27年5月21日 外交防衛

ポンチ絵ですね、めくつていただいた図がありま
すけれども、学校の中で、学校いじめ防止基本方
針というのがありますけれども、年に一回いじめ
は駄目だとか言うのではなくて、いじめが起きに
くい、起こしにくい環境をつくるために年間を通
じたそういうプログラムをやっていくんですね。

これ実は、後で調べて分かったんですけども、
イギリスの仕組みでございます。その下にいじめ
対策委員会というのがあります。全学校なんで
すけれども、学級担任だけではなくていじめ対策
のためのそのチームを、学校の先生や保護者も加
わることができるんですけれども、チームをつく
ると、いじめというのはチームで対応していくと。
これも後で調べて分かったんですけど、アメリカ
の州法でよくやっている仕組みでございます。こ
のイギリスの仕組みとアメリカの州の仕組みをハ
イブリッジした仕組みというのは世界で日本しか
ありませんで、実は外国から問合せもあるんです
けれども。

外務省には是非伺いたいと思うんですけれども、
この冒頭の「「いじめ撲滅」決議」の一番下です
ね、こういうことが書いてあるんですね。下線引
いていますけれども、来年までに、来年の秋まで
に各国のいじめ対策のグッドプラクティスとガイ
ダンスについて事例を持ち寄りましょうと。当然、
日本のこういういじめの法律についても報告をさ

れるんだと思うんですけども、そうしたときに、

今私が申し上げたようなコンセプト、いじめが起
きにくい、起こしにくい環境をつくりていくため
のそういう取組、あるいは、いじめというのは、
学校がもう先生がみんなで行つていくものである
といったような、そういうコンセプトを一つの国
際的な確認ということができると思うんですね。

私は、いじめの国際条約ということが、子ども
の権利条約というのがあって、それを私、立法の
基礎にいたしましたけれども、その子どもの権利
条約ができるのであれば、子どもの権利条約も対
象にしているそのいじめというものについての条
約が作れるのではないか。

こういうことについて、外務省、リーダーシッ
プを発揮していくというのは、大臣、いかがでし
ょうか。いきなりの話ではござりますけれども、

まさに外務省というのは条約を作つて世界の子供
たちを救うことができる、日本の法律のようない
じめ対策がない国がほとんどでございますので、
こうした取組を頑張つていただくというのはいか
がでしようか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、我が国は児童
の権利に関する条約を締結しています。そして、
それを踏まえて、我が国としては、我が国がいじ
め対策を講じてることについても、この条約に基
づいて設置されています児童の権利に関する

委員会に対して報告をしております。

我が国としましては、御指摘いただきました
の国連総会の「いじめ撲滅」決議、二〇一四年
の国連総会においては、この決議及び児童の権利
決議、こうした決議の共同提案国ともなっており
ます。いずれの決議も、いじめ防止策を講ずるよ
う各国に求める内容を含んでいるものであります。
我が国としましては、「こうした趣旨にのつとつて、
是非、いじめに関するこうした国際社会における
この動きについても積極的に関与していくべきだ
と考えます。

○小西洋之君 ありがとうございました。

済みません、いきなりの、といいながら、ちょ
っと手元に答弁があつたようではございますけれど
も。

要するに、今のお話だと、水銀というの是有害
なのでみんなで気を付けましょう、何らかの取組
をしましようというのと変わらないわけですね。
いじめ問題というものの本質を捉えて、それを基
にした、世界のみんなで共有ができる、そういう
何らかの取組の約束、条約というのは私は作れる
と思うんですけども、こういうところにプロと
しての目利き、直感を働かせて取り組んでいくと
いうのが外務官僚の腕の見せどころだと思うんで
すね。そういうところを頑張つていただきたいん
ですね。

【未定稿】

平成27年5月21日 外交防衛

ということを、ちょっとこの問題ですけれども、私が解釈改憲問題に取り組んでいる一つは、まさにこういういじめや、あと私、医療福祉の法律、あえて申し上げると、今の日本全国で回っている医療の仕組みと障害者福祉の基盤制度、実は私がつくったものです。そのP D C Aサイクル、計画も全部私がつくったものです。こんな偉そうな言ひ方じやなく事実として。それはなぜかというと、私の父親は脳卒中で、父親は当時、一級障害で寝たきりだったんですけれども、そういうかけがえのない命や尊厳を救うための政策を頑張りたいという思いですので、なので私は解釈改憲を絶対許さないわけでございます。

もうそのかけがえのない命や尊厳を一番無残に不条理に奪うのが戦争でございますので、その必要のない戦争を解禁する、しかも、横畠長官いますけれども、同時に、我が国の立憲主義や法の支配を減ぼしてしまって、もうこれぐらいの恐ろしい暴行というのはないわけでございますので、そういう思いで頑張っているということでございます。

ちょっと時間になりましたので、もう一言、質

問はできませんけれども、我々は条約を審議するのであれば、その前提として、まさに今、安倍内閣の下で我が国の国会の条約承認権がじゅうりんされている。日米安保条約には、日本はアメリカのために集団的自衛権は行使しなくていいとい

うことがちゃんと書かれているのに、それを無視して、集団的自衛権を解禁する閣議決定をして、今度は安保法制を作るということでございます。答弁で確認していますけれども、憲法が一番偉くて、次に条約が偉くて、その次は法律でございますので、条約に違反する法律を作つてもそれは無効でございますので、執行もできませんので、そうした問題をしっかりとこれからも追及をさせていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○荒木清寛君 水銀に関する水俣条約は、毒性が強く神経系に有害な影響を及ぼす水銀に関する国際的な取組が実現したものでありまして、水俣病を経験した日本にとつても非常に重要な条約であります。

本条約においては、水銀の採掘から最終廃棄まで包括的に規制をしておりますけれども、それぞれ例外があつたり努力規定であつたりと規制が緩やかな部分があります。その点を中心にお尋ねいたします。

まず、水銀の一次採掘についてであります。

これについては、既存の鉱山からの産出については最長十五年間許可されるということになります。した。水銀の一次採掘がなくならない限り、世界の水銀の全体量は増加していくことになりますけれども、なぜこうした猶予期間を設けることにし

たのか、お尋ねします。

○国務大臣（岸田文雄君） 水銀の一次採掘につ

きましては、この交渉において、これらの採掘を行っている国から、既存の鉱山の閉鎖は困難であり一定の柔軟性が必要であるという意見が出されました。こうした意見も踏まえて様々な議論が行われたわけですが、まず新規の水銀の一次採掘、これは禁止されることになったわけですが、既存の水銀の一次採掘につきましては、今申し上げましたような議論等を踏まえて、自国について、条

約が発効してから最長十五年の間は許可される、こうしたことになつた次第であります。

本条約、こうした柔軟性を認める一方で、十五年の猶予期間内に、一次採掘により得られた水銀の用途や処分方法をこの一定の場合に限定をする、こうした歯止めは掛けているところであります。その上で、猶予期間の後、水銀の一次採掘が全面禁止されるということになれば、人為的な排出又は放出による環境中の水銀濃度の拡大の抑制、こうしたもののが図られることになると認識をしております。

○荒木清寛君 次に、水銀の国際貿易についてお尋ねします。

水銀の輸出入については、締約国、非締約国に対しても水銀の用途を限定しつつ、書面による事前同意を必要としております。ただし、この貿易

